

令和3年度 第2回幕別町地域公共交通確保対策協議会会議録

1 開催方法 書面開催（承認年月日 令和3年10月13日（水））

2 会議次第

(1) 議件

議案第3号 第49回衆議院議員総選挙投票期日前選挙期間中における投票者の運賃後納
及び休日運行の実施について

議案第4号 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

3 議事の結果

(1) 議案第3号 第49回衆議院議員総選挙投票期日前選挙期間中における投票者の運賃後納
及び休日運行の実施について

質疑なし

原案のとおり承認

(2) 議案第4号 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

質疑なし

原案のとおり承認

以上

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年 月 日

（名称）幕別町地域公共交通確保対策協議会
会長 伊藤 博明

生活交通確保維持改善計画の名称
幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
幕別町の公共交通機関は、JRが幕別～帯広間において、1日13往復運行されている。路線バスについては、十勝バス（株）が帯広陸別線、幕別線、南商あかしや線及び広尾線の4路線を運行しており、JR、路線バスともに、通学や帯広市への通院、買物等で利用される学生や高齢者にとって重要な交通機関となっている。また、スクールバスが町内で12路線運行されており、農村部に居住する小中学生の通学に利用されている。 しかしながら、農村部ではスクールバス運行路線以外の地域や市街地内でも公共交通を利用できない公共交通空白地域が存在し、自家用車による移動が困難な高齢者や障がい者、運転免許証を持たない方や返納された方などは、「移動」が制約され不便な生活を強いられることとなり、地域社会を維持していくためには大きな障壁となっていた。 このような状況から、今後の少子高齢化の進行による交通弱者の増加や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、効率的で持続可能な公共交通の確保や、公共交通の利便性の向上を図ることを目的として、幕別本町・札内市街地におけるコミュニティバスの導入、農村部では駒島線と古舞線の予約型乗合タクシーの導入を行ったところである。 このため、地域公共交通確保維持改善事業により、幕別町内における生活交通手段を維持・確保し、地域住民の買物や通院などの日常生活の移動確保や地域間幹線系統等との接続による広域的な移動支援などを図るため、住民の生活の足としての公共交通を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たり、以下の目標を設定する。 【目標①】幕別地区・札内地区におけるコミュニティバスの年間利用者数 令和4年度においては、前年と比較し実績が増加した幕別線は比較対象を令和2年度実績とするが、減少した札内線は、コロナ禍の影響を受けていない令和元年度の実績数値を比較対象とする。 幕別線の乗車人数を令和2年度比10%以上増加とし、32.9人/日を目標とする。 札内線の乗車人数を令和元年度比10%以上増加とし、50.3人/日を目標とする。 令和5年度、令和6年度については、それぞれ前年度実績の10%以上増加を目標とする。 【目標②】予約型乗合タクシー駒島線・古舞線の年間利用者数 令和4年度においては、コロナ禍の影響を受けていない令和元年度の実績数値を比較対象とする。 駒島線の乗車人数を令和元年度比10%以上増加とし、3.9人/日を目標とする。 古舞線の乗車人数を令和元年度比10%以上増加とし、6.7人/日を目標とする。 令和5年度、令和6年度については、令和4年度の目標を維持することとする。 ※目標中、令和元年度はH31.4.1～R2.3.31とし、令和2年度はR2.4.1～R3.3.31とする。
(2) 事業の効果
・幕別町内における公共交通を維持することにより、高齢者等の交通弱者の買い物・通院等の生活に係る移動を確保することができる。 ・地域間幹線系統との接続により、広域的な移動を支援することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・町民が多く集まる機会でのコミバスの展示、乗車体験、ぬり絵やペーパークラフトの配布。（幕別町） ・園児の乗車体験の呼びかけ。（幕別町） ・高齢者が多く集まる機会での、出前講座による、コミバス及び予約型乗合タクシーの周知。（幕別町） ・広報等により町民に事業内容を広く周知する。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。 「表1」を 変更
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
幕別町から運行事業者へ補助する補助金については、運行経費から国庫補助金を差し引いた差額分を補助することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
【コミュニティバス（幕別線・札内線）】十勝バス株式会社 【予約型乗合タクシー駒畠線】エイシン運輸有限公司 【予約型乗合タクシー古舞線】北斗タクシー有限公司
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 札内地区を運行するコミュニティバスについては、1周 90 分の時間を要するため、逆回り便を増車することにより利便性の向上が図られることから、新たに1台、ノンステップ車両を導入する必要があった。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 【目標】幕別地区・札内地区におけるコミュニティバスの年間利用者数 令和4年度においては、前年と比較し実績が増加した幕別線は比較対象を令和2年度実績とするが、減少した札内線は、コロナ禍の影響を受けていない令和元年度の実績数値を比較対象とする。 幕別線の乗車人数を令和2年度比10%以上増加とし、32.9人/日を目標とする。 札内線の乗車人数を令和元年度比10%以上増加とし、50.3人/日を目標とする。 令和5年度、令和6年度については、それぞれ前年度実績の10%以上増加を目標とする。 ※目標中、令和元年度はH31.4.1～R2.3.31とし、令和2年度はR2.4.1～R3.3.31とする。 (2) 事業の効果 ノンステップバスの導入により、身体の不自由な方や高齢者、車いす利用者の利便性が向上するとともに、新たな車両の導入によるPR効果が期待され、利用者の増加につながると考えられる。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付 なお、幕別町から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし ② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 ※該当なし (2) 事業の効果

※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
21. 協議会の開催状況と主な議論	
・令和3年1月12日（第2回）【書面会議】 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について ・令和3年6月16日（第1回）【書面会議】 委員の変更について 令和2年度事業報告について 令和2年年度決算報告及び監査報告について コミュニティバスの運行実績について 予約型乗合タクシーの運行実績について 令和3年度幕別町地域公共交通確保対策協議会予算（案）について 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について ・令和3年10月13日（第2回）【書面会議】 第49回衆議院議員総選挙投票期日前選挙期間中における投票者の運賃後納及び休日運行の実施について 地域内フィーダー系統確保維持計画変更について	
22. 利用者等の意見の反映状況	
協議会、分科会には各種団体等から利用者及び住民を代表する委員として参加いただき、協議会、分科会での議論を反映して計画を作成した。	
23. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課
関係市区町村	幕別町副町長
交通事業者・交通施設管理者等	帯広開発建設部道路計画課、帯広建設管理部事業室地域調整課、帯広警察署交通課、十勝バス株式会社、北斗タクシー有限会社、エイシン運輸有限会社
地方運輸局	北海道運輸局帯広運輸支局
その他協議会が必要と認める者	幕別地区公区長代表、札内地区公区長代表、南幕別地区公区長代表、忠類地区公区長代表、幕別町商工会、幕別町社会福祉協議会、幕別町民生委員児童委員協議会、幕別町消費者協会、幕別町PTA連合会、幕別町老人クラブ連合会、幕別町障害者（児）団体連絡協議会、十勝地区交運労協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）北海道中川郡幕別町本町 130 番地 1

（所 属）幕別町住民福祉部防災環境課交通防犯係

（氏 名）係長 平井 慎也

（電 話）0155-54-6601

（e-mail）kotubohankakari@town.makubetsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
幕別町	十勝バス(株)	(1) 幕別線1	幕別駅前	旭町	幕別駅前	(循環) 9.0km	245 日	735.0 回		路線定期運行	②(1)	十勝バスが運行する帯広陸別線・幕別線との乗継ぎを円滑にするため、バス停留所相互設置(幕別駅)、ダイヤ設定、乗継割引の設定を行う。 また、JR根室本線への接続を行う。	③
	十勝バス(株)	(2) 幕別線2	幕別駅前	緑町	幕別駅前	(循環) 10.5km	245 日	490.0 回		路線定期運行	②(1)	十勝バスが運行する帯広陸別線・幕別線との乗継ぎを円滑にするため、バス停留所相互設置(幕別駅)、ダイヤ設定、乗継割引の設定を行う。 また、JR根室本線への接続を行う。	③
	十勝バス(株)	(3) 札内線	札内支所前	札内駅前	札内支所前	(循環) 29.5km	245 日	2,205.0 回		路線定期運行	②(1)	十勝バスが運行する帯広陸別線・幕別線・南商あかしや線との乗継ぎを円滑にするため、バス停留所相互設置(札内、札内中学校前)、ダイヤ設定、乗継割引の設定を行う。 また、JR根室本線への接続を行う。	③
	エイシン運輸(有)	(4) 駒島線	駒島	南幕別地区	幕別駅	往 km 復 km	245 日	490.0 回		区域運行	②(1)	十勝バス帯広陸別線やJR根室本線に接続のため幕別駅を乗降とする。	③
	北斗タクシー(有)	(5) 古舞線	美川	西幕別地区	札内支所	往 km 復 km	245 日	735.0 回		区域運行	②(1)	十勝バス帯広陸別線やJR根室本線に接続のため札内駅を乗降とする。	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。